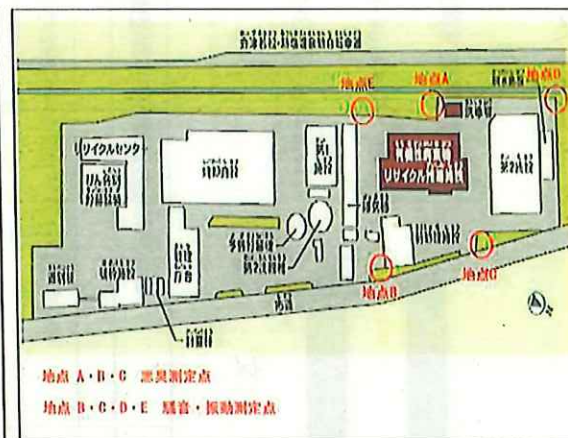


運転データ 2021年度 維持管理情報（環境測定結果情報に関する項目）

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
放流水	水素イオン濃度指数 (pH)	-	5.0~8.0	7.4	7.7	6.9	6.6	7.3	7.1	7.4	7.7	7.0	7.8	7.5	1回/月 測定
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	19以下	9.7	6.2	6.8	7.3	7	6.6	6.5	10	6.4	1.0	5.7	
	浮遊物質 (SS)	mg/L	9.5以下	1	3	2	<1	<1	<1	<1	1	2	<1	<1	
	窒素含有量 (T-N)	mg/L	9.5以下	6.9	1.4	5	3.9	1.2	8.9	3.0	8.6	5	4.6	2.1	
	リン含有量 (T-P)	mg/L	0.0以下	0.15	0.14	<0.05	0.09	<0.05	<0.05	<0.05	0.07	<0.05	<0.05	<0.05	
	色度	度	20以下	5	6	2	2	3	1	2	4	2	1	8	
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1回目 2回目 mg/L	9.5以下	0.9	1	0.8	1	0.6	<0.5	<0.5	6.7	7.3	0.5	<0.5	2回/月 測定
大腸菌数	1回目	個/100ml	95以下	0	0	1	0.8	0.5	<0.5	0.7	7.3	<0.5	4.4	<0.5	
	2回目			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
助剤	含水率	%	70以下	67.5	69.9	67.7	69.3	65.1	65.5	65.4	66.5	67.4	59.2	63.5	1回/月 測定

項目	単位	基準値	5月 (1回目)			8月 (2回目)			11月 (3回目)			2月 (4回目)			備考
臭気 (1号規則)	アンモニア	ppm	1以下	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	4回/年 測定
	メチルメルカプタン	ppm	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	硫化水素	ppm	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	硫化メチル	ppm	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	二硫化メチル	ppm	0.009以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	
	トリメチルアミン	ppm	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	アセトアルデヒド	ppm	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	ノルマルパレアルデヒド	ppm	0.009以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	
	イソパレアルデヒド	ppm	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
	イソブチノール	ppm	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	酢酸エチル	ppm	3以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	
	メチルイソブチルケトン	ppm	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
	トルエン	ppm	10以下	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	
	スチレン	ppm	0.4以下	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	
	キシレン	ppm	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
	プロピオン酸	ppm	0.03以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	
	ノルマル脂肪酸	ppm	0.001以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
	ノルマル脂肪酸	ppm	0.0003以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	
	イソ脂肪酸	ppm	0.001以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
	臭気指数	-	10以下	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	



臭気・騒音・振動測定点の測定箇所

運転データ 2021年度 維持管理情報（環境測定結果情報に関する項目）

項目		単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
臭気（2号規制） 臭気発生源（臭気）	アンモニア	mg/h	42.0以下	<0.1				<0.1			<0.1			<0.1		4回/年 測定
	硫化水素	mg/h	0.9以下	<0.002				<0.002			<0.002			<0.002		
	トリメチルアミン	mg/h	0.2以下	<0.0005				<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	プロピオンアルデヒド	mg/h	2.1以下	<0.005				<0.005			<0.005			<0.005		
	ノルマルブチルアルデヒド	mg/h	0.4以下	<0.0009				<0.0041			<0.0009			<0.0009		
	イソブチルアルデヒド	mg/h	0.0以下	<0.002				<0.005			<0.002			<0.002		
	ノルマルパレルアルデヒド	mg/h	0.4以下	<0.0009				<0.0041			<0.0009			<0.0009		
	イソパレルアルデヒド	mg/h	0.1以下	<0.0003				<0.0003			<0.0003			<0.0003		
	イソブチノール	mg/h	38.6以下	<0.09				<0.09			<0.09			<0.09		
	酢酸エチル	mg/h	128.5以下	<0.3				<0.3			<0.3			<0.3		
	メチルイソブチルケトン	mg/h	42.8以下	<0.1				<0.1			<0.1			<0.1		
	トルエン	mg/h	426.4以下	<1				<1			<1			<1		
	キシレン	mg/h	42.8以下	<0.1				<0.1			<0.1			<0.1		
	臭気指数	mg/h	28以下	14				16			16			<11		
臭気（3号規制） 臭気発生源（臭気）	メチルメルカプタン	mg/L	0.0000以下	<0.0005				<0.0005			<0.0005			<0.0005		4回/年 測定
	硫化水素	mg/L	0.024以下	<0.0005				<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	硫化メチル	mg/L	0.069以下	<0.0005				<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	二硫化メチル	mg/L	0.125以下	<0.0005				<0.0005			<0.0005			<0.0005		

項目		単位	基準値	5月（1回目）				8月（2回目）				11月（3回目）				2月（4回目）				備考
騒音	昼 6時～7時	dB	60以下	46	41	40	47	45	42	43	52	45	47	39	47	50	37	54	37	4回/年 測定
	昼間 7時～19時	dB	65以下	46	40	44	49	49	45	46	51	47	53	43	48	40	40	54	38	
	夜 19時～22時	dB	60以下	44	45	43	47	45	46	42	45	45	40	38	46	37	38	52	34	
	夜間 22時～翌5時	dB	55以下	44	45	40	47	46	40	38	43	41	45	39	47	39	39	53	37	

項目		単位	基準値	5月（1回目）				8月（2回目）				11月（3回目）				2月（4回目）				備考
振動	昼間 7時～19時	dB	65以下	<25	<25	28	28	<25	<25	<25	28	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	4回/年 測定
	夜間 19時～翌7時	dB	60以下	<25	<25	<25	25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	

※放排水：水質汚濁防止法第3条1項の規定に基づき、排水基準を定める省令（昭和46年政令第35号）で全国一律の排水基準、産業物の処理及汚濁に関する法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第4条第2項、

産業物処理施設設置（国庫補助事業に係る汚泥汚水処理センター等の性能に関する措置）について（平成12年106日、生衛第1517号、厚生省生活衛生局水道環境部長通知）の関連法令等から基準値を設定するものとする。

※臭気（1号規制）：臭気防止法（昭和46年法律第91号）A区域の規制基準による。また、臭気指数による規制は、福島県臭気防止対策指針（平成10年福島県告示第645号）第1項区域の基準による。

※臭気（2号規制）：臭気防止法施行規則（昭和47年政令第39号）第3条に定める方法により、排水口の高さに応じて、特定悪臭物質の濃度又は排水臭気中の特定悪臭物質の濃度として定められた許容限度以下とする。

※臭気（3号規制）：臭気防止法施行規則（昭和47年政令第39号）第4条に定める方法により算出して得た濃度以下とする。

ただし、メチルメルカプタンについては、この方法により算出した排水中の濃度の値が0.002mg/L未満の場合に係る排水中の濃度の許容限度は0.002mg/Lとする。

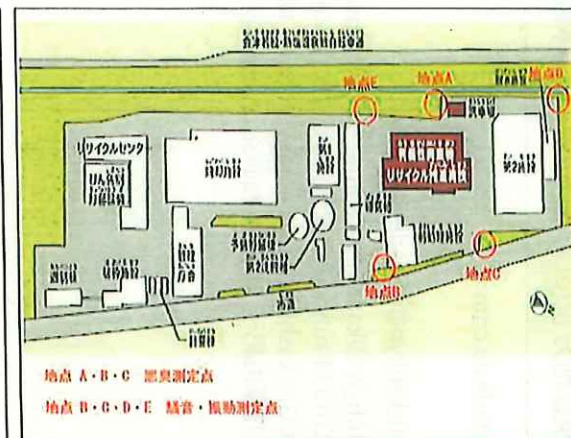
※騒音：騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4項区域の規制基準による。

※振動：振動規制法（昭和51年法律第61号）第2項区域の規制基準による。

運転データ 2022年度 維持管理情報（環境測定結果情報に関する項目）

項目			単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
放排水	水素イオン濃度指数 (pH)		-	5.8~8.6	7.4	7.4	6.8	6.8	7.0	7.6	7.2	7.3	6.9	6.6	7.5	7.3	1回/月 測定	
	化学的酸素要求量 (COD)		mg/L	10以下	4.4	7.1	3.5	9.0	3.1	2.2	1.7	1.4	8.3	6.6	2.1	4.2		
	浮遊物質 (SS)		mg/L	0.5以下	1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	2	2	<1		
	窒素含有量 (T-10)		mg/L	0.5以下	1.0	1.1	1.1	5.0	2.8	3.9	2.6	2.2	3.5	3.4	1.4	5.0		
	リン含有量 (T-P)		mg/L	0.05以下	0.05	<0.05	0.07	0.05	0.05	0.08	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.05		
	色度		度	20以下	1	<1	2	2	2	3	<1	<1	2	2	<1	6	2回/月 測定	
	生物化学的酸素要求量 (BOD)		1回目	mg/L	0.5以下	0.8	<0.5	0.6	4.1	<0.5	<0.5	0.9	2.9	0.6	1.7	1.3		<0.5
			2回目			1.6	2.5	<0.5	0.9	<0.5	1.6	3.3	<0.5	<0.5	2.2	<0.5		<0.5
	大腸菌数		1回目	個/100ml	05以下	0	2	0	0	0	0	0	0	0	37	0		0
			2回目			0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0		0
助剤	含水率		%	70以下	62.2	67.9	65.0	68.0	64.2	68.2	67.0	65.0	60.0	66.9	67.8	69.0	1回/月 測定	

項目		単位	基準値	5月(1回目)			6月(2回目)			11月(3回目)			2月(4回目)			備考
悪臭(1号規制)	アンモニア	ppm	1以下	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	4回/年 測定
	メチルメルカプタン	ppm	0.002以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	硫化水素	ppm	0.02以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
	硫化メチル	ppm	0.01以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
	二硫化メチル	ppm	0.009以下	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	
	トリメチルアミン	ppm	0.005以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	アセトアルデヒド	ppm	0.05以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.05以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009以下	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.02以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
	ノルマルパレルアルデヒド	ppm	0.009以下	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	
	イソパレルアルデヒド	ppm	0.003以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	
	イソブタノール	ppm	0.9以下	<0.9	<0.9	<0.9	<0.9	<0.9	<0.9	<0.9	<0.9	<0.9	<0.9	<0.9	<0.9	
	酢酸エチル	ppm	3以下	<3	<3	<3	<3	<3	<3	<3	<3	<3	<3	<3	<3	
	メチルイソブチルケトン	ppm	1以下	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	
	トルエン	ppm	10以下	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	
	スチレン	ppm	0.4以下	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	<0.4	
	キシレン	ppm	1以下	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	
	プロピオン酸	ppm	0.03以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	
	ノルマル酪酸	ppm	0.001以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	ノルマル酪酸	ppm	0.0009以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	
	イソ酪酸	ppm	0.001以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	臭気指数	-	10以下	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	



悪臭・騒音・振動数値境界線上の測定箇所

運転データ 2022年度 維持管理情報（環境測定結果情報に関する項目）

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
脱臭装置排出口（臭気）	アンモニア	mg/h	42.8以下	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		4回/年 測定
	硫化水素	mg/h	0.9以下	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001		
	トリメチルアミン	mg/h	0.2以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	プロピオンアルデヒド	mg/h	2.1以下	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005		
	ノルマルブチルアルデヒド	mg/h	0.4以下	<0.0009			<0.0009			<0.0009			<0.0009		
	イソブチルアルデヒド	mg/h	0.9以下	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002		
	ノルマルバレアルデヒド	mg/h	0.4以下	<0.0009			<0.0009			<0.0009			<0.0009		
	イソバレアルデヒド	mg/h	0.1以下	<0.0003			<0.0003			<0.0003			<0.0003		
	イソブタノール	mg/h	30.5以下	<0.09			<0.09			<0.09			<0.09		
	酢酸エチル	mg/h	128.5以下	<0.3			<0.3			<0.3			<0.3		
	メチルイソブチルケトン	mg/h	42.8以下	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		
	トルエン	mg/h	420.4以下	<1			<1			<1			<1		
	キシレン	mg/h	42.8以下	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		
	臭気指数	mg/h	28以下	<12			17			16			15		
排水（臭気）	メチルメルカプタン	mg/L	0.0080以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		4回/年 測定
	硫化水素	mg/L	0.024以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	硫化メチル	mg/L	0.050以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	二硫化メチル	mg/L	0.120以下	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		

項目		単位	基準値	5月（1回目）				8月（2回目）				11月（3回目）				2月（4回目）				備考
				地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	
騒音	朝 0時～7時	dB	60以下	39	47	39	42	45	48	35	40	39	39	37	44	41	38	38	42	4回/年 測定
	昼間 7時～19時	dB	55以下	47	51	40	44	53	54	49	52	45	38	44	50	43	38	40	42	
	夕方 19時～22時	dB	60以下	47	40	43	45	42	49	52	50	44	43	42	46	44	38	39	43	
	夜間 22時～翌5時	dB	55以下	39	40	38	42	40	48	37	48	38	37	36	44	43	38	40	41	

項目	単位	基準値	5月（1回目）				8月（2回目）				11月（3回目）				2月（4回目）				備考
			地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	
振動	昼間 7時～19時	dB	85以下	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	4回/年 測定
	夜間 19時～翌7時	dB	80以下	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	

※放排水：水質汚濁防止法第3条1項の規定に基づき、排水基準を定める省令（昭和46年8月30日政令第156号）で全国一律の排水基準、廃棄物の処理及清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第4条第2項、

産業廃棄物処理施設整備促進法第10条第1項第2号に定める汚泥発生処理センター等の施設に関する規制について（平成12年10月、生物発酵1517号、厚生省衛生局水環境部長官通知）の関係法令等から基準値を決定するものとする。

※臭気（1号規制）：悪臭防止法（昭和46年法律第94号）4区域の規制基準による。また、臭気指数による規制は、環境省臭気防止対策検討（平成10年環境省告示第836号）第1種区域の基準による。

※臭気（2号規制）：悪臭防止法施行規則（昭和47年政令第39号）第3条に定める方法により、排出口の直下において、特定臭気物質の濃度又は排出気体中の特定臭気物質の濃度として定められた許容限度以下とする。

※臭気（3号規制）：悪臭防止法施行規則（昭和47年政令第39号）第4条に定める方法により算出して得た濃度以下とする。

ただし、メチルメルカプタンについては、この方法により算出した排出水中の濃度の値が0.002mg/L未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は0.002mg/Lとする。

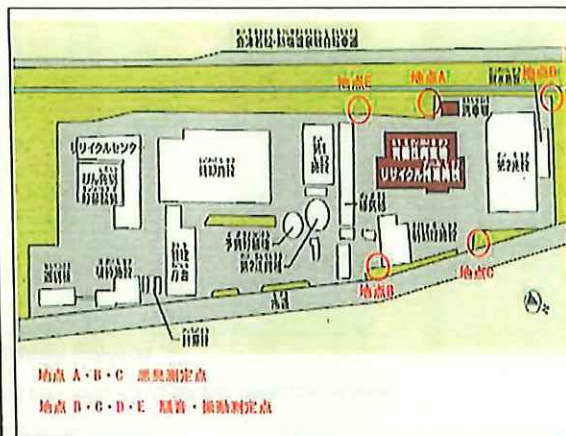
※騒音：騒音規制法（昭和40年法律第88号）第41条区域の規制基準による。

※振動：振動規制法（昭和51年法律第64号）第21条区域の規制基準による。

運転データ 2023年度 維持管理情報（環境測定結果情報に関する項目）

項目			単位	基準値	4月	6月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
放流水	水素イオン濃度指数(pH)		-	5.8~8.6	7.4	7.0	7.4	6.9	6.5	7.3	7.8	7.5	7.7	7.7	7.5	7.4	1回/月 測定	
	化学的酸素要求量(COD)		mg/L	10以下	3.4	0.2	5.5	3.1	3.7	2.8	2.6	4.1	4.8	6.4	9.6	3.6		
	浮遊物質(SS)		mg/L	0.5以下	<1	1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1		
	窒素含有量(T-N)		mg/L	0.5以下	2.3	1.1	0.7	0.84	1.4	1.9	5.1	2.1	3.7	5.7	1.3	1.1		
	リン含有量(T-P)		mg/L	0.9以下	<0.05	<0.05	<0.05	0.06	<0.05	<0.05	<0.05	0.06	<0.05	0.11	<0.05	<0.05		
	色度		度	28以下	4	10	7	5	<1	2	<1	<1	2	8	5	2	2回/月 測定	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	1回目	mg/L	0.5以下	<0.5	<0.5	<0.5	1.2	2.6	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	1.1	8.5	<0.5		
		2回目		<0.5	0.9	<0.5	3.4	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.8	<0.5	<0.5	<0.5		
	大腸菌群数	1回目	/ml	95以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0		
		2回目		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0		
防蝕剤	含水率		%	70以下	65.4	68.3	66.9	65.2	65.8	68.2	66.1	69.2	65.1	69.1	68.2	64.8	1回/月 測定	

項目	単位	基準値	5月 (1回目)			8月 (2回目)			11月 (3回目)			2月 (4回目)			備考
悪臭 (1号規則)	アンモニア	ppm	1以下	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	4回/年 測定
	メチルメルカプタン	ppm	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	硫化水素	ppm	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	硫化メチル	ppm	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	二硫化メチル	ppm	0.009以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	
	トリメチルアミン	ppm	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	アセトアルデヒド	ppm	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	ノルマルヘキシルアルデヒド	ppm	0.009以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	
	イソヘキシルアルデヒド	ppm	0.009以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	
	イソブチノール	ppm	0.9以下	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	
	酢酸エチル	ppm	3以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	
	メチルイソブチルケトン	ppm	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
	トルエン	ppm	10以下	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	
	スチレン	ppm	0.4以下	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	
	キシレン	ppm	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
	プロピオン酸	ppm	0.03以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	
	ノルマル酪酸	ppm	0.001以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
	ノルマル酪基酸	ppm	0.0009以下	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	
	イソ酪基酸	ppm	0.001以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
	臭気指数	-	10以下	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	



悪臭・騒音・振動測定場所図

運転データ 2023年度 維持管理情報（環境測定結果情報に関する項目）

項目		単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
臭気 （臭気 検出濃度）	アンモニア	mg/h	42.0以下		<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		4回/年 測定
	硫化水素	mg/h	0.9以下		<0.002			<0.002			<0.002			<0.002		
	トリメチルアミン	mg/h	0.2以下		<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	プロピオンアルデヒド	mg/h	2.1以下		<0.005			<0.005			<0.005			<0.005		
	ノルマルブチルアルデヒド	mg/h	0.4以下		<0.0003			<0.0012			<0.0003			<0.0003		
	イソブチルアルデヒド	mg/h	0.9以下		<0.001			<0.002			<0.002			<0.001		
	ノルマルバレルアルデヒド	mg/h	0.4以下		<0.0012			<0.0019			<0.0019			<0.0019		
	イソバレルアルデヒド	mg/h	0.1以下		<0.0003			<0.0003			<0.0003			<0.0003		
	イソブタノール	mg/h	38.6以下		<0.09			<0.09			<0.09			<0.09		
	酢酸エチル	mg/h	128.6以下		<0.3			<0.3			<0.3			<0.3		
	メチルイソブチルケトン	mg/h	42.8以下		<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		
	トルエン	mg/h	426.4以下		<1			<1			<1			<1		
	キシレン	mg/h	42.8以下		<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		
	臭気指数	mg/h	28以下		<12			14			<12			15		
臭気 （臭気 検出濃度）	メチルメルカプタン	mg/L	0.0058以下		<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		4回/年 測定
	硫化水素	mg/L	0.024以下		<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	硫化メチル	mg/L	0.060以下		<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	二硫化メチル	mg/L	0.126以下		<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		

項目		単位	基準値	5月（1回目）				8月（2回目）				11月（3回目）				2月（4回目）				備考
騒音	朝 6時～7時	dB	60以下	地点D	地点C	地点D	地点E	地点D	地点C	地点D	地点E	地点D	地点C	地点D	地点E	地点D	地点C	地点D	地点E	4回/年 測定
	昼間 7時～19時	dB	65以下	52	47	51	49	51	49	54	52	49	52	46	44	53	46	41	43	
	夕 19時～22時	dB	60以下	50	47	49	40	50	47	52	51	53	51	46	43	53	46	42	44	
	夜間 22時～翌6時	dB	55以下	50	47	49	40	50	48	51	43	40	51	45	44	53	45	41	43	

項目		単位	基準値	5月（1回目）				8月（2回目）				11月（3回目）				2月（4回目）				備考
振動	昼間 7時～19時	dB	85以下	地点D	地点C	地点D	地点E	地点D	地点C	地点D	地点E	地点D	地点C	地点D	地点E	地点D	地点C	地点D	地点E	4回/年 測定
	夜間 19時～翌7時	dB	80以下	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	

※臭気：水質汚濁防止法第3条1項の規定に基づき、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）で全国一律の排水基準、廃棄物の処理及清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第4条第2項、

廃棄物処理施設整備関係助成事業に係る汚濁発生処理センター等の性能に関する指針について（平成12年106日、生衛発第1617号、厚生省生活衛生局水環境部（建設省）の関係法令等から基準値を設定するものとする。

※臭気（臭気）：悪臭防止法（昭和46年法律第91号）A区域の規制基準による。また、臭気指数による規制は、福島県臭気防止対策指針（平成10年福島県告示第636号）第1項A区域の基準による。

※臭気（臭気）：悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に定める方法により、臭気指数の値に応じて、特定悪臭物質の濃度又は臭気指数中の特定悪臭物質の濃度として定められた許容限度以下とする。

※臭気（臭気）：悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第4条に定める方法により算出して得た濃度以下とする。

ただし、メチルメルカプタンについては、この方法により算出した臭気指数中の濃度の値が0.002mg/L未満の場合に係る臭気指数中の濃度の許容限度は0.002mg/Lとする。

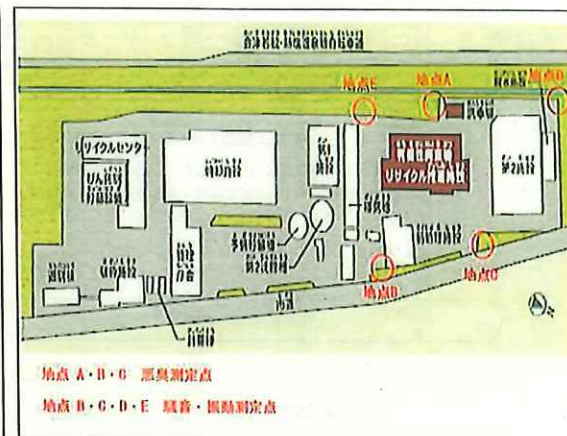
※騒音：騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4項A区域の規制基準による。

※振動：振動規制法（昭和51年法律第64号）第2項B区域の規制基準による。

運転データ 2024年度 維持管理情報（環境測定結果情報に関する項目）

項目	単位	基準値	4月	6月	8月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
放流水	水素イオン濃度指数(pH)	-	5.0~8.0	8.1	7.0	7.4	7.5	6.8	6.9	7.4	7.5	7.2	7.8	7.7	1回/月 測定
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	10以下	7	3.6	3.4	2.2	1.4	3	9	5.2	1.6	2	4.6	
	浮遊物質(SS)	mg/L	0.6以下	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	2	<1	
	窒素含有量(T-N)	mg/L	0.6以下	4.2	0.84	0.84	4	1.3	0.35	3	1.2	3.1	8.3	0.61	
	リン含有量(T-P)	mg/L	0.0以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
	色度	度	20以下	1	3	5	2	4	3	2	1	2	2	3	
	生化学的酸素要求量(BOD)	1回目 2回目 mg/L	0.6以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.8	<0.5	5.1	<0.5	<0.5	<0.5	2回/月 測定
大腸菌群数	1回目	個/100ml	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2回目	個/100ml	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
助燃剤	含水率	%	70以下	65.8	66.7	65.0	67.0	67.1	64.2	67.1	67.4	64.9	68.0	68.2	1回/月 測定

項目	単位	基準値	5月（1回目）			8月（2回目）			11月（3回目）			2月（4回目）			備考
悪臭（1号規制）	アンモニア	ppm	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	4回/年 測定
	メチルメルカプタン	ppm	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	硫化水素	ppm	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	硫化メチル	ppm	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	二硫化メチル	ppm	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
	トリメチルアミン	ppm	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	アセトアルデヒド	ppm	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.03以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	ノルマルペンチルアルデヒド	ppm	0.03以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	
	イソペンチルアルデヒド	ppm	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
	イソブチノール	ppm	0.01以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
	酢酸エチル	ppm	3以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	
	メチルイソブチルケトン	ppm	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
	トルエン	ppm	10以下	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	
	ステレン	ppm	0.4以下	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	
	キシレン	ppm	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
	プロピオン酸	ppm	0.03以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	
	ノルマル酸	ppm	0.001以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
	ノルマル脂肪酸	ppm	0.0003以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	
	イソ脂肪酸	ppm	0.001以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
	臭気指数	-	10以下	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	



悪臭・騒音・振動測定地点界線上の測定箇所

運転データ 2024年度 維持管理情報（環境測定結果情報に関する項目）

項目		単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
臭気装置（2号機） （臭気）	アンモニア	mg/h	42.0以下	<0.1				<0.1			<0.1			<0.1		4回/年 測定
	硫化水素	mg/h	0.0以下	0.001				<0.002			<0.002			<0.002		
	トリメチルアミン	mg/h	0.2以下	<0.0005				<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	プロピオンアルデヒド	mg/h	2.1以下	<0.005				<0.005			<0.005			<0.005		
	ノルマルブチルアルデヒド	mg/h	0.4以下	<0.0001				<0.0001			<0.0001			<0.0001		
	イソブチルアルデヒド	mg/h	0.0以下	<0.001				<0.002			<0.002			<0.002		
	ノルマルバレールアルデヒド	mg/h	0.4以下	<0.002				<0.012			<0.009			<0.009		
	イソバレールアルデヒド	mg/h	0.1以下	<0.0001				<0.0001			<0.0001			<0.0001		
	イソブタノール	mg/h	38.6以下	<0.01				<0.01			<0.01			<0.01		
	酢酸エチル	mg/h	128.5以下	<0.1				<0.1			<0.1			<0.1		
	メチルイソブチルケトン	mg/h	42.8以下	<0.1				<0.1			<0.1			<0.1		
	トルエン	mg/h	420.4以下	<1				<1			<1			<1		
	キシレン	mg/h	42.8以下	<0.1				<0.1			<0.1			<0.1		
	臭気指数	mg/h	20以下	20				<12			<12			19		
排水装置（3号機） （臭気）	メチルメルカプタン	mg/L	0.0003以下	<0.0005				<0.0005			<0.0005			<0.0005		4回/年 測定
	硫化水素	mg/L	0.024以下	<0.0005				<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	硫化メチル	mg/L	0.059以下	<0.0005				<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	二硫化メチル	mg/L	0.125以下	<0.0005				<0.0005			<0.0005			<0.0005		

項目		単位	基準値	6月（1回目）				8月（2回目）				11月（3回目）				2月（4回目）				備考
騒音	昼 6時～7時	dB	65以下	地点D	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	4回/年 測定
	昼間 7時～19時	dB	65以下	46	50	50	46	51	50	51	52	49	51	48	42	40	38	41	41	
	夜 19時～22時	dB	60以下	43	45	51	45	45	49	50	52	47	51	47	45	40	39	42	42	
	夜間 22時～翌6時	dB	55以下	39	45	50	45	44	50	51	52	47	50	47	46	38	38	42	41	

項目		単位	基準値	5月（1回目）				8月（2回目）				11月（3回目）				2月（4回目）				備考
振動	昼間 7時～19時	dB	65以下	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	4回/年 測定
	夜間 19時～翌7時	dB	60以下	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	26	<25	<25	<25	27	34	<25	<25	<25	

※排水：水質汚濁防止法第3条1項の規定に基づき、排水基準を定める法令（昭和46年排水法第36号）で全国一律の排水基準、産業物の処理及清濁に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第4条第2項、産業物処理施設関係国庫補助事業に係る汚泥汚水処理センター等の性能に関する指針について（平成12年10月、衛生部第1517号、厚生省生活衛生局水道環境部長通知）の関係法令等から基準値を設定するものとする。

※臭気（1号規制）：臭気防止法（昭和46年法律第91号）A区域の規制基準による。また、臭気指数による規制は、福島県臭気防止対策指針（平成10年福島県告示第636号）第11項区域の基準による。

※臭気（2号規制）：臭気防止法施行規則（昭和47年政令 府令第39号）第3条に定める方法により、排出口の高さに応じて、特定悪臭物質の質量又は排出気体中の特定悪臭物質の濃度として定められた許容限度以下とする。

※臭気（3号規制）：臭気防止法施行規則（昭和47年政令 府令第39号）第4条に定める方法により算出して得た濃度以下とする。

ただし、メチルメルカプタンについては、この方法により算出した排出水中の濃度の値が0.002mg/L未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は0.002mg/Lとする。

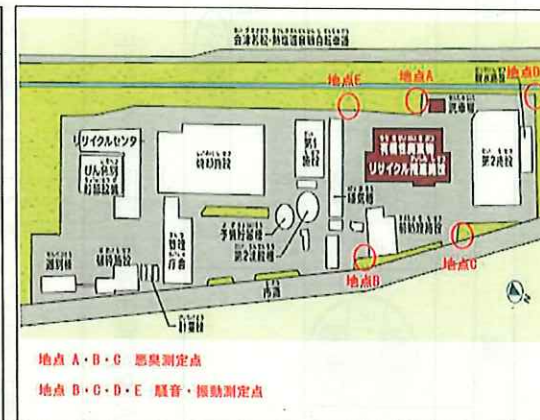
※騒音：騒音規制法（昭和43年法律第98号）第41条区域の規制基準による。

※振動：振動規制法（昭和61年法律第64号）第2項区域の規制基準による。

運転データ 2025年度 維持管理情報（環境測定結果情報に関する項目）

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
放流水	水素イオン濃度指数(pH)	-	5.8~8.6	7.4											1回/月 測定
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	19以下	3.1											
	浮遊物質(SS)	mg/L	9.5以下	<1											
	窒素含有量(T-N)	mg/L	9.5以下	0.67											
	リン含有量(T-P)	mg/L	0.9以下	<0.05											
	色度	度	28以下	1											
	生物化学的酸素要求量(BOD)	1回目 2回目	mg/L	9.5以下 <0.5											2回/月 測定
	大腸菌群数	1回目 2回目	個/cd	95以下 0											
助剤剤	含水率	%	70以下	66.7											1回/月 測定

項目	単位	基準値	5月（1回目）			8月（2回目）			11月（3回目）			2月（4回目）			備考
			地点A	地点B	地点C	地点A	地点B	地点C	地点A	地点B	地点C	地点A	地点B	地点C	
アンモニア	ppm	1以下													4回/年 測定
メチルメルカプタン	ppm	0.002以下													
硫化水素	ppm	0.02以下													
硫化メチル	ppm	0.01以下													
二硫化メチル	ppm	0.009以下													
トリメチルアミン	ppm	0.005以下													
アセトアルデヒド	ppm	0.05以下													
プロピオンアルデヒド	ppm	0.05以下													
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009以下													
イソブチルアルデヒド	ppm	0.02以下													
ノルマルペンチルアルデヒド	ppm	0.009以下													
イソペンチルアルデヒド	ppm	0.003以下													
イソブチノール	ppm	0.9以下													
酢酸エチル	ppm	3以下													
メチルイソブチルケトン	ppm	1以下													
トルエン	ppm	10以下													
スチレン	ppm	0.4以下													
キシレン	ppm	1以下													
プロピオン酸	ppm	0.03以下													
ノルマル酸	ppm	0.001以下													
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009以下													
イソ吉草酸	ppm	0.001以下													
臭気指数	-	10以下													



悪臭・騒音・振動数値境界線上の測定箇所

運転データ
 2025年度
 維持管理情報（環境測定結果情報に関する項目）

項目		単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
副臭施設 排出水（臭突）	アンモニア	mg/h	42.0以下													4回/年 測定
	硝化水素	mg/h	0.9以下													
	トリメチルアミン	mg/h	0.2以下													
	プロピオンアルデヒド	mg/h	2.1以下													
	ノルマルブチルアルデヒド	mg/h	0.4以下													
	イソブチルアルデヒド	mg/h	0.9以下													
	ノルマルバレルアルデヒド	mg/h	0.4以下													
	イソバレルアルデヒド	mg/h	0.1以下													
	イソブタノール	mg/h	38.6以下													
	酢酸エチル	mg/h	128.5以下													
	メチルイソブチルケトン	mg/h	42.8以下													
排塵 出水（3号 流規水）	トルエン	mg/h	428.4以下													
	キシレン	mg/h	42.8以下													
	臭気指数	mg/h	28以下													
	メチルメルカプタン	mg/L	0.0068以下													
	硝化水素	mg/L	0.024以下													4回/年 測定
	硝化メチル	mg/L	0.069以下													
	二硝化メチル	mg/L	0.125以下													

項目		単位	基準値	5月（1回目）				8月（2回目）				11月（3回目）				2月（4回目）				備考
騒音	朝 6時～7時	dB	60以下	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	4回/年 測定
	昼間 7時～18時	dB	65以下																	
	夕 19時～22時	dB	60以下																	
	夜間 22時～翌6時	dB	55以下																	

項目		単位	基準値	5月（1回目）				8月（2回目）				11月（3回目）				2月（4回目）				備考
振動	昼間 7時～19時	dB	55以下	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	4回/年 測定
	夜間 19時～翌7時	dB	50以下																	

※放流水：水質汚濁防止法第3条1項の規定に基づき、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）で全国一律の排水基準、廃棄物の処理及清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第4条第2項、

廃棄物処理施設環境改善事業に係る汚泥再生処理センター等の性能に関する指針について（平成12年106日、生衛第1517号、厚生省生活衛生局水道環境部長通知）の関係法令等から基準値を設定するものとする。

※悪臭（1号規制）：悪臭防止法（昭和46年法律第91号）4区域の規制基準による。また、臭気指数による規制は、福島県悪臭防止対策指針（平成10年福島県告示第436号）第1種区域の基準による。

※悪臭（2号規制）：悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に定める方法により、排出口の高さに応じて、特定悪臭物質の質量又は排出気体中の特定悪臭物質の濃度として定められた許容限度以下とする。

※悪臭（3号規制）：悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第4条に定める方法により算出して得た濃度以下とする。

ただし、メチルメルカプタンについては、この方法により算出した排水水中の濃度の値が0.002mg/L未満の場合に係る排水水中の濃度の許容限度は0.002mg/Lとする。

※騒音：騒音規制法（昭和43年法律第98号）第41条区域の規制基準による。

※振動：振動規制法（昭和51年法律第64号）第21条区域の規制基準による。